

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2031号から第2077号まで)

平成31年4月26日

平成31年4月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月11日建建道第971号、平成28年12月28日建建安第1080号、平成28年12月28日建建安第1081号、平成29年1月18日建建道第1386号、平成29年1月18日建建道第1398号、平成29年2月2日建建道第1440号、平成29年2月2日建建道第1441号、平成29年2月2日建建道第1442号、平成29年2月2日建建道第1443号、平成29年2月2日建建道第1461号、平成29年2月2日建建道第1462号、平成29年2月2日建建道第1463号、平成29年8月28日建建指第885号、平成29年9月22日建建指第1156号、平成29年9月22日建建指第1157号、平成29年9月22日建建指第1158号及び平成29年9月22日建建指第1159号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道路審議票白根〇丁目91」ほかの個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表2の「保有個人情報」欄に記載の保有個人情報について一部開示とした決定及び別表3の「保有個人情報」欄に記載の保有個人情報について開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表2及び別表3の「個人情報本人開示請求書の記載」欄に記載の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表2及び別表3の「保有個人情報」欄に記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のそれぞれについて、別表2又は別表3の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った一部開示又は開示決定（以下、各処分を総称して「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

別表2及び別表3の「実施機関の主な説明趣旨」欄に記載のとおりであるが、個人情報本人開示請求書の記載から、保有している個人情報で該当するものがあればこれを対象保有個人情報として特定し、対象保有個人情報に横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「個人情報保護条例」という。）第22条各号に規定する非開示とすべき情報が含まれている場合には、この部分について非開示として決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、おおよそ次のように要約される。

- (1) 開示決定を取り消し、請求通りの文書の開示を求める。
- (2) 一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2

項に規定する道路であると判定した。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求及び個人情報本人開示請求を行い、さらに開示請求等に対する決定について繰り返し審査請求を行っている。本件審査請求もその一部である。

(2) 本件処分に係る保有個人情報に係る事務について

本件処分に係る保有個人情報は、①建築基準法の道路種別の判定に係る事務、②建築相談に係る事務及び③行政文書の開示請求に係る事務に関するものであり、その分類は、別表1に記したとおりである。そこで、この答申では、上記①から③までの事務内容に応じて判断を示すこととする。

(3) 本件保有個人情報のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて

ア 建築基準法の道路種別の判定に係る事務について

建築局建築指導部建築指導課（以下「建築指導課」という。）では、建築基準法第42条に規定する道路について、建築基準法の道路種別を判定している。道路種別の判定については、道路相談等を受け、現地調査及び資料を確認したうえで判定した内容を道路審議票として保存している。

イ 本件保有個人情報のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するものについて

「道路審議票白根〇丁目91」（以下「個人情報1」という。）、「平成21年度まち建道第653号」（以下「個人情報2」という。）及び「道路審議票白根〇丁目26」（以下「個人情報3」という。）は、建築基準法上の道路判定資料である。

「平成22年度建建道第1947号」（以下「個人情報4」という。）は、審査請求人から横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求を受け、個人情報2について一部開示決定をした起案文書である。「平成23年度建建道第2765号」（以下「個人情報5」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報1について一部開示決定をした起案文書である。「平成23年度建建道第2929号」（以下「個人情報6」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報1並びに弁護士からの照会文書及びこれに対する回答文書について一部開示決定をした起案文書である。「平成24年度建建道第826号」（以下「個人情報7」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報1、個人情報2、弁護士からの照会文書及びこれに対する回答文書等について一部開示決定をした起案文書である。「平成29年度建建指第352号」（以下「個人情報8」という。）は、審査請求人から情報公開条例に基づく開示請求を受け、個人情報5について一部開示決定をした起案文書である。「平成29年度建建指第873号」（以下「個人情報9」という。）は、審査請求人からの情報公開条例に基づく開示請求に対し、存否応答拒否に基づく非開示決定をした起案文書である。

実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、個人情報1から個人情報9までの保有個人情報を特定した。

実施機関は、個人情報1から個人情報8までにある個人の氏名、住所及び土地の地番、個人情報1及び個人情報5から個人情報8までにある電話番号及び個人が推測される情報（確認番号）並びに個人情報2、個人情報4及び個人情報7にある個人を特定する記載について、個人情報保護条例第22条第3号に該当するとし、非開示としたと説明している。

また、個人情報1、個人情報2及び個人情報4から個人情報8までにある建築士印の印影については個人情報保護条例第22条第4号アに、個人情報6及び個人情報7にある弁護士印の印影については個人情報保護条例第22条第5号に、個人情報2、個人情報4及び個人情報7にある課税台帳情報については個人情報保護条例第22条第7号アにそれぞれ該当するとして、非開示としたと説明している。

なお、個人情報9については非開示とした部分はなく、全部開示されている。

ウ 本件保有個人情報のうち、建築基準法の道路種別の判定に係る事務に関するも

のの特定の妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は個人情報本人開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する保有個人情報を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する保有個人情報を特定しているとのことであった。個人情報本人開示請求書を見るに、審査請求人による個人情報本人開示請求書の記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。

このような状況においては、実施機関による保有個人情報の特定については、不合理なものとは認められない。

エ 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について

(ア) 個人情報保護条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

(イ) 個人情報1から個人情報8までに記録されている個人の氏名及び住所並びに個人情報1及び個人情報5から個人情報8までに記録されている電話番号は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 個人情報1から個人情報8までにおける建築基準法上の道路判定資料において記録されている土地の地番は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、本件対象保有個人情報における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等や道路判定に関する当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別すること

ができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(エ) 個人情報1及び個人情報5から個人情報8までに記録されている確認番号は、何人にも閲覧可能な建築計画概要書等の情報と照合することによって、本件対象保有個人情報における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(オ) 個人情報2、個人情報4及び個人情報7に記録されている個人を特定する記載は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、道路判定に係る主張をしている特定の個人の氏名及び住所を推測することが可能であり、本件本人開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 個人情報保護条例第22条第4号アの該当性について

(ア) 個人情報保護条例第22条第4号では、「法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。・・・ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

(イ) 個人情報1、個人情報2及び個人情報4から個人情報8までに記録されている建築士印の印影については、設計図書の発行にあたり資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、開示することにより当該建築士の印影を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められるため、本号アに該当する。

カ 個人情報保護条例第22条第5号の該当性について

(ア) 個人情報保護条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると

規定している。

- (イ) 個人情報 6 及び個人情報 7 に記録されている弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなど当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

キ 個人情報保護条例第22条第 7 号柱書の該当性について

- (ア) 個人情報保護条例第22条第 7 号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」があるものについては、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

- (イ) 個人情報 2、個人情報 4 及び個人情報 7 で非開示とされた課税台帳情報に係る部分について、対象保有個人情報を見分したところ、土地の地番、形状、位置関係、敷地境界線、家屋の形状、所有者と思われる者の氏名が記された図面であった。実施機関の説明によれば、この図面は、固定資産税評価のための参考資料で、土地等の大まかな位置関係を示すに過ぎない図面であり、行政内部の作業に用いるもので敷地境界線が正確でなく、土地面積が実際とは異なる大きさで表示される場合もあるため、このような正確性を欠く情報を公にすれば、固定資産税の評価事務に混乱を生じさせるおそれがあるとのことであった。

このような情報について公にすると、実施機関の説明するおそれがあることから、本号柱書に該当する。

なお、実施機関の弁明書によれば、個人情報保護条例第22条第 7 号アを根拠条文とする記載があるが、弁明書における「適正な遂行に支障をきたすおそれ」という記載を見れば、これは個人情報保護条例第22条第 7 号柱書の誤記と認められる。

- (4) 本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するものについて

ア 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築局建築監察部違反对策課に引き継いでいる。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築指導課）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

イ 本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するものについて

「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）の内訳表（書類名称およびその枚数）」（以下「個人情報10」という。）は、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」という文書に含まれる書類名称及びその枚数等を表にしたものである。

実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、個人情報10を特定し、これを全部開示した。

ウ 本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するものの特定の妥当性について

本件保有個人情報のうち、建築相談に係る事務に関するものの特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、特定の不足は認められず、不合理なものとは認められない。

(5) 本件保有個人情報のうち、行政文書の開示請求に係る事務に関するものについて

ア 行政文書の開示請求に係る事務について

横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、附属機関の会議の公開や出資法人等の情報公開にも取り組むなど、情報公開の総合的な推進を図っている。実施機関は、請求のあった行政文書について、請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号に掲げる情報については、開示しない場合がある。

イ 本件保有個人情報のうち、行政文書の開示請求に係る事務に関するものについて

「平成28年4月8日請求に係る送付文について 平成28年4月22日請求に係る送付文について」（以下「個人情報11」という。）は、審査請求人からの開示請求に対し、審査請求人あてに送付した開示決定等の通知書に添付した文書である。

「平成29年6月12日受付開示請求書の写し」（以下「個人情報12」という。）は、

審査請求人から受け付けた開示請求書である。

実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、個人情報11及び個人情報12を特定し、これを全部開示した。

ウ 本件保有個人情報のうち、行政文書の開示請求に係る事務に関するものの特定の妥当性について

本件保有個人情報の特定の妥当性については、(3)ウで述べたとおりであり、特定の不足は認められず、不合理なものとは認められない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、個人情報1から個人情報8までの保有個人情報について個人情報保護条例第22条第3号、第4号ア、第5号及び第7号柱書に該当するとして一部開示とした決定並びに個人情報9から個人情報12までの保有個人情報について開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1

答申番号	保有個人情報に係る事務	保有個人情報名	番号	別表2・別表3の別
2031	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目26	個人情報3	別表2
2032	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)の内訳表(書類名称およびその枚数)	個人情報10	別表3
2033	建築相談に係る事務	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)の内訳表(書類名称およびその枚数)	個人情報10	別表3
2034	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	個人情報7	別表2
2035	行政文書の開示請求に係る事務	平成28年4月8日請求に係る送付文について 平成28年4月22日請求に係る送付文について	個人情報11	別表3
2036	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2037	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2038	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2039	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2040	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2041	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2042	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2043	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2044	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2045	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2046	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2047	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2048	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2049	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2050	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2051	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2052	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2053	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	道路審議票白根〇丁目91	個人情報1	別表2
2054	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	個人情報4	別表2
2055	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成22年度建建道第1947号	個人情報4	別表2
2056	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	個人情報5	別表2
2057	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	個人情報5	別表2
2058	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	個人情報2	別表2
2059	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成21年度まち建道第653号	個人情報2	別表2
2060	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成24年度建建道第826号	個人情報7	別表2
2061	行政文書の開示請求に係る事務	平成28年4月8日請求に係る送付文について 平成28年4月22日請求に係る送付文について	個人情報11	別表3
2062	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2063	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2064	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2065	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2066	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2067	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2068	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2069	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2070	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2071	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2072	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2073	行政文書の開示請求に係る事務	平成29年6月12日受付開示請求書の写し	個人情報12	別表3
2074	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成29年度建建指第352号	個人情報8	別表2
2075	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成29年度建建指第873号	個人情報9	別表3
2076	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2929号	個人情報6	別表2
2077	建築基準法の道路種別の判定に係る事務	平成23年度建建道第2765号	個人情報5	別表2

別表2 一部開示決定をした案件

請求 No.	答申 番号	個人情報本人開示請求書の記載	決定通知日	決定内容	諮問日	保有個人情報 【保有個人情報の概要】	審査請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明趣旨
1	2031	<p>横浜市長は行政文書の開示請求に係る事務について、『ア・横浜市では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」と言います。）を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責任を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。また、付属機関の会議の公開や出資法人等の情報公開に取り組むなど、情報公開の総合的な推進を図っています。</p> <p>イ・実施機関は、請求のあった行政文書について、請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知しています。また、開示請求に係る行政文書は、原則として開示しますが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来る情報など、条例第7条第2項各号に掲げる情報について</p>	28.7.15	一部開示	28.10.11	<p>道路審議票白根〇丁目26 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報3】</p>	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				<p>個人情報保護条例第22条 ①3号</p>		<p>①個人の氏名、住所及び土地の地番</p>	<p>個人の氏名及び住所については、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p>

		ては、開示しない場合があります。』と文書での説明とは裏腹に、開示を拒み隠蔽される実態とに整合性がない。今般も文書を大量に送付頂いたが、別添1 3/4文書一覧の全文書に対する①開示請求書の一覧②同開示請求書に基づき開示された全文書の閲覧。 (道路審議票白根○丁目26)					
2	2034	市長発出、建建道第826号(平成24年7月6日付)建築基準法にかかる道路審議票について(白根特定丁目)(平成21年まち建道第653号)文書の一部開示決定に係る処分の起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案)等一式の開示請求。	28.12. 9	一部開示 個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号 ④7号ア	29.1. 18	平成24年度建建道第826号 【開示請求に対し一部開示決定等をした起案文書。個人情報7】 ①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号、個人を特定する記載及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	全部開示を求める。 個人の氏名、住所及び電話番号について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であるから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報(確認番号)については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人を特定する記載につい

						<p>ては、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている本人開示請求者以外の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第4号アに該当し、非開示とした。</p> <p>弁護士印の印影について、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第5号に該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、個人情報保護条例第22条第7号アに該当し、非開示とした。</p>
--	--	--	--	--	--	---

3	2036	市長弁論書第 966 号本件に係る開示請求書別紙『⑩・⑪』が建建道第 2929 号（平成 24 年 2 月 28 日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成 4 年度）文書ならば、一部開示決定に係る処分の起案文書（紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定書（案 1）	28.12. 9	一部開示	29.2. 2	平成 23 年度建建道第 2929 号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア ③5 号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、個人情報保護条例第 22 条第 3 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報（確認番号）については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位

							その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第4号アに該当し、非開示とした。 弁護士印の印影については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第5号に該当し、非開示とした。
4	2037	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）文書であるならば、一部開示決定に係る処分の起案文書他、開示請求書及び対象行政文書一式の写し	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
5	2038	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）文書であるならば、一部開示決定に係る処分の起案文書（紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書案(2)）	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
6	2039	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）文書なら	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		ば、一部開示決定に係る処分の起案文書（紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書案（案3））		①3号 ②4号ア ③5号		測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	
7	2040	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2929号一部開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
8	2041	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）文書ならば、一部開示決定に係る処分の起案文書（紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書（案1））	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
9	2042	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局建築道路課の保有する道路審議票（平成4年度）文書であるならば、一部開示決定に係る処分の起案文書他、開示請求書及び対象行政文書一式の写し	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
10	2043	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号 【開示請求に対し決定等をし	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。

		2929号(平成24年2月28日付)建築局建築道路課の保有する道路審議票(平成4年度)文書ならば、一部開示決定に係る処分の起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書案(2))				た起案文書。個人情報6】	
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
11	2044	市長弁論書第966号本件に係る開示請求書別紙『⑩・』が建建道第2929号(平成24年2月28日付)建築局建築道路課の保有する道路審議票(平成4年度)文書ならば、一部開示決定に係る処分の起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案3))	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
12	2045	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2929号一部開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成23年度建建道第2929号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報6】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
13	2046	平成27年4月16日付建建道第66号、A横浜市建築局建築指導部長の返書『その都度証拠を作るのだよ。』とB建築道路課長に言わせたとあるが、特定地番には道路相談なく道路審議票の作成日、資料、調査年月日、調査資料写しの	28.12.9	一部開示	29.2.2	道路審議票白根○丁目91【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、個人情報保護条

		開示。					<p>例第 22 条第 3 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報（確認番号）については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第 22 条第 4 号アに該当し、非開示とした。</p>
14	2047	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字について	28.12. 9	一部開示	29.2. 2	道路審議票白根〇丁目 91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報 1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。

		B名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2564号一部開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。		個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
15	2048	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2765号一部開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.9	一部開示	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
16	2049	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2564号、非開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.9	一部開示	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
17	2050	平成27年4月16日付建建道第66号、A横浜市建築局建築指導部長の返書『その都度証拠を作るのだよ。』とB建築道路課長に言わせたとあるが、特定地番には道路相談なく道路審議票の作成日、資料、調査年月日、調査資料写しの開示。	28.12.22	一部開示	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

18	2051	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2564号一部開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.22	一部開示	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
19	2052	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2765号一部開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.22	一部開示	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
20	2053	林文字横浜市長弁明書にて請求者を攻撃し貶めて、「一部開示決定通知書等の担当課の誤字についてB名6月21日付」との安易なメモ訂正でなく、「平成23年度建建道第2564号、非開示決定通知書」は林文字横浜市長名の記号番号による弁明処理し写しの開示。	28.12.22	一部開示	29.2.2	道路審議票白根〇丁目91 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報1】	一部開示決定を取り消し、開示するよう求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影	請求No.13の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
21	2054	市長発出、建建道第1947号(平成22年11月2日付)平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)文書の、一部開示決定に係る処分の起案文書（紙添付文書	28.12.9	一部開示	29.2.2	平成22年度建建道第1947号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報4】	全部開示を求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号		①個人の氏名、住所、土地の地番及び個人を特定する記載 ②建築士印の印影	個人の氏名及び住所について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも

		<p>表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案)等一式の開示請求。</p>		<p>②4号ア ③7号ア</p>		<p>③課税台帳情報</p>	<p>のであるから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、本人開示請求者以外の当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人を特定する記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている本人開示請求者以外の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本件本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第4号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそ</p>
--	--	--------------------------------------	--	----------------------	--	----------------	--

							れがあるため、個人情報保護条例第 22 条第 7 号アに該当し、非開示とした。
22	2055	市長発出、建建道第 1947 号(平成 22 年 11 月 2 日付)平成 21 年度まち建道第 653 号建築基準法にかかる道路審議票ついて(旭区白根特定丁目)文書の、一部開示決定に係る処分の起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案)等一式の開示請求。	28. 12. 22	一部開示	29. 2. 2	平成 22 年度建建道第 1947 号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 4】	全部開示を求める。
				個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア ③7 号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番及び個人を特定する記載 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求 No. 21 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
23	2056	市長発出、建建道第 2765 号(平成 24 年 2 月 13 日付)建築局建築道路課の保有する道路審議票(平成 4 年度)文書の、一部開示決定に係る処分の起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案)等一式の開示請求。	28. 12. 9	一部開示	29. 2. 2	平成 23 年度建建道第 2765 号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 5】	全部開示を求める。
				個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、個人情報保護条例第 22 条第 3 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報(確認番号)については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり本人開示請求者以外の特定の

							個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。 建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第 22 条第 4 号アに該当し、非開示とした。
24	2057	市長発出、建建道第 2765 号(平成 24 年 2 月 13 日付) 建築局建築道路課の保有する道路審議票(平成 4 年度) 文書の、一部開示決定に係る処分の起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案)等一式の開示請求。	28.12. 22	一部開示	29.2. 2	平成 23 年度建建道第 2765 号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 5】	全部開示を求める。
				個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影	請求 No. 23 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
25	2058	平成 26 年 12 月 13 日付請求者への返書、A 横浜市建築局建築指導部部長、2 項道路では無いことを謝罪し承知しているにも関わらず、「2 項道路として確認を受けている。」とある。「2 項道路として確認を受けている。」との文書の開示。	28.12. 9	一部開示	29.2. 2	平成 21 年度まち建道第 653 号 【建築基準法上の道路判定資料。個人情報 2】	全部開示を求める。
				個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア ③7 号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番及び個人を特定する記載 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	個人の氏名及び住所について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、個人情報保護条例第 22 条第 3 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人に

							<p>も閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、本人開示請求者以外の当時の相談者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人を特定する記載については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある主張をしている本人開示請求者以外の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、本件本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第22条第4号アに該当し、非開示とした。</p> <p>課税台帳情報については、租税の賦課及び徴収に係る事務に使用する情報であって、開示することにより租税の賦課及び徴収に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、個人情報保護条例第22条第7号アに該当し、非開示とした。</p>
26	2059	平成26年12月13日付請求者への返書、A横浜市建築局建築指導	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成21年度まち建道第653号 【建築基準法上の道路判定資	全部開示を求める。

		部部長、2項道路では無いことを謝罪し承知しているにも関わらず、「2項道路として確認を受けている。」とある。「2項道路として確認を受けている。」との文書の開示。				料。個人情報2】	
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③7号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番及び個人を特定する記載 ②建築士印の印影 ③課税台帳情報	請求No.25の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
27	2060	市長発出、建建道第826号(平成24年7月6日付)建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根特定丁目)(平成21年度まち建道第653号)文書の、一部開示決定に係る処分起案文書(紙添付文書表紙、起案本文、一部開示決定通知書(案)等)一式の開示請求。	28.12.22	一部開示	29.2.2	平成24年度建建道第826号 【開示請求に対し一部開示決定等をした起案文書。個人情報7】	全部開示を求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア ③5号 ④7号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号、個人を特定する記載及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影 ④課税台帳情報	請求No.2の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
28	2074	林文子横浜市長(建築局長)貴所属は道指第352号(平成29年7月12日)にて、請求者及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会に対し虚偽事象にて文書非開示の正当化を謀っている。此の虚偽について開示請求をする。との開示請求に対し、起案し裁決した文書の閲覧	29.8.21	一部開示	29.9.22	平成29年度建建指第352号 【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報8】	真逆な決定をされた審査請求に係る処分を取り消し、対象文書について開示するように求める。
				個人情報保護条例第22条 ①3号 ②4号ア		①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影	個人の氏名、住所及び電話番号について、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であるから、個人情報保護条例第22条第3号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。また、土地の地番については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、当時の相談者

							<p>の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、個人が推測される情報（確認番号）については、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、本件対象行政文書における建築基準法の道路の判定に係る土地所有者等の特定の個人の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。</p> <p>建築士印の印影については、資格ある建築士が設計した旨を証明するものであり、建築士印の印影を開示すると、これらを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該建築士及び建築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、個人情報保護条例第 22 条第 4 号アに該当し、非開示とした。</p>
29	2076	<p>建建道第 2929 号(平成 24 年 2 月 28 日付) 文書原議の開示請求をする。本件請求文書を開示請求するにあたり、貴所属が起案し裁決後の文書の開示請求。閲覧後、必要により写しを希望する。との開示請求に対し、起案し裁決後の文書の閲覧開示 建建道第 2765 号 (平成 24 年 2 月 13 日付) 文書原</p>	29. 8. 21	<p>一部開示</p> <p>個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア ③5 号</p>	29. 9. 22	<p>平成 23 年度建建道第 2929 号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 6】</p> <p>①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報（確認番号） ②建築士印の印影 ③弁護士印の印影</p>	<p>真逆な決定をされた審査請求に係る処分を取り消し、対象文書について開示するように求める。</p> <p>請求 No. 3 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ</p>

		議の開示請求をする。本件請求文書を開示するにあたり、貴所属が起案し裁決後の文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。との開示請求に対し、起案し裁決後の文書の閲覧開示					
30	2077	建建道第 2929 号(平成 24 年 2 月 28 日付) 文書原議の開示請求をする。本件請求文書を開示するにあたり、貴所属が起案し裁決後の文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。との開示請求に対し、起案し裁決後の文書の閲覧開示 建建道第 2765 号(平成 24 年 2 月 13 日付) 文書原議の開示請求をする。本件請求文書を開示するにあたり、貴所属が起案し、裁決後の文書の閲覧開示。閲覧後、必要により写しを希望する。との開示請求に対し、起案し裁決後の文書の閲覧開示	29. 8. 21	一部開示 個人情報保護条例第 22 条 ①3 号 ②4 号ア	29. 9. 22	平成 23 年度建建道第 2765 号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 5】 ①個人の氏名、住所、土地の地番、電話番号及び個人が推測される情報(確認番号) ②建築士印の印影	真逆な決定をされた審査請求に係る処分を取り消し、対象文書について開示するように求める。 請求 No. 23 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

別表3 開示決定をした案件

請求 No.	答申 番号	個人情報本人開示請求書の記載	決定通知日	決定内容	諮問日	保有個人情報 【保有個人情報の概要】	審査請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明趣旨
1	2032	横浜市長は、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）では、建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課より旭区白根甲に関する資料を平成20年10月22日14:10分に39通の文書を引き継いだと虚言を言い黒塗りして開示された。受け取りを拒否させていただいたが、文書名ごとの通数計39通を一表にし開示	28.11.11	全部開示	28.12.28	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）の内訳表（書類名称およびその枚数） 【「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」に含まれる書類名称及びその枚数等を表にしたもの。個人情報10】	全部開示の決定通り、請求文書過多及び異にした期日違いの文書ではなく、請求通り一式の文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	審査請求人は、「請求通り一式の文書の開示を求める。」と保有個人情報の特定について争っていると解されるが、対象行政文書のほかに、平成20年10月22日に建築相談課から建築審査課に引き継いだ審査請求人に関する文書の内訳がわかる文書は、作成し、又は取得していないため。
2	2033	横浜市長、建築情報課（平成20年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）は、建築安全課（平成20年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）へ『平成20年10月22日14:10分に16通の文書を引き継いでいる。にも関わらず『平成20年10月22日14:10分に39通引継ぎしたと矛盾している。双方の全資	28.11.11	全部開示	28.12.28	建築相談票・引継票（平成20年10月10日）の内訳表（書類名称およびその枚数） 【「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」に含まれる書類名称及びその枚数等を表にしたもの。個人情報10】	全部開示の決定通り、請求文書過多及び異にした期日違いの文書ではなく、請求通り一式の文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	請求No.1の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。					
3	2035	林横浜市長弁明書「審査請求人は閲覧について日程を調整したものの繁忙を理由に6月中の開示の日程調整には応じず、7月7日以降に実施してほしいとの意向でした」は虚言。仮の7月8日3時とある。B名6月23日付「開示の日時について」文書の開示	28.12.9	全部開示	29.1.18	・平成28年4月8日請求に係る送付文について ・平成28年4月22日請求に係る送付文について 【開示決定等の通知書に添付した文書。個人情報11】	請求通りの文書を記載した上で開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	日付、発信者名及び標題が開示請求書の記載と一致する文書を特定し開示決定した。このほかに審査請求人と一致する個人情報は作成しておらず、保有していないため。
4	2061	林横浜市長弁明書「審査請求人は閲覧について日程を調整したものの繁忙を理由に6月中の開示には応じず、7月7日以降に実施してほしいとの意向でした。」は虚言。仮の7月8日3時とある。B名6月23日付「開示の日時について」文書の開示	28.12.22	全部開示	29.2.2	・平成28年4月8日請求に係る送付文について ・平成28年4月22日請求に係る送付文について 【開示決定等の通知書に添付した文書。個人情報11】	請求通りの文書を記載した上で開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	請求No.3の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
5	2062	建建指第500号平成29年6月26日付一部開示決定通知書1欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目91と偽造文書を記載し、平成29年6月12日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次の通りその一	29.7.18	全部開示	29.8.28	平成29年6月12日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	一部開示決定通知書の文書番号及び日付に記載に基づき、当該一部開示決定通知書に係る開示請求書を特定して開示した。

		部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成29年6月12日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。					
6	2063	建建指第501号平成29年6月26日付一部開示決定通知書1欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根○丁目91と偽造文書を記載し、平成29年6月12日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成29年6月12日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29.7.18	全部開示	29.8.28	平成29年6月12日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	請求No.5の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
7	2064	建建指第502号平成29年6月26日付一部開示決定通知書1欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根○丁目91と偽造文書を記載し、平成29年6月12日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平	29.7.18	全部開示	29.8.28	平成29年6月12日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	請求No.5の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。					
8	2065	建建指第 503 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報 12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
9	2066	建建指第 504 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報 12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

		書の写し』の開示。					
10	2067	建建指第 505 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報 12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
11	2068	建建指第 506 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報 12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ

12	2069	建建指第 507 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、道路審議票白根〇丁目 91 と偽造文書を記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関が平成 29 年 6 月 12 日付開示請求書に対し決定した『請求者の開示請求書の写し』の開示。	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報 12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
13	2070	建建指第 508 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開示請求に係る行政文書欄へ、平成 21 年度まち建道第 653 号と記載し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関作成の偽造文書に対し決定した平成 29 年 6 月 12 日付開示請求者の「開示請求書写し」の開示。	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報 12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
14	2071	建建指第 509 号平成 29 年 6 月 26 日付一部開示決定通知書 1 欄、開	29. 7. 18	全部開示	29. 8. 28	平成 29 年 6 月 12 日受付開示請求書の写し	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求

		示請求に係る行政文書欄へ「平成21年度まち建道第653号」と記載し、平成29年6月12日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と実施機関作成の偽造文書に対し決定した平成29年6月12日付請求者の「開示請求書写し」の開示。		個人情報保護条例第25条第1項		【開示請求書の写し。個人情報12】	める。
						-	請求No.5の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
15	2072	『建建道第1947号（平成22年11月2日付）『平成21年度まち建道第653号建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根特定丁目）』と指示通り開示請求したにも関わらず、建建指第513号平成29年6月26日付一部開示決定通知書1欄、開示請求に係る行政文書欄へ「平成22年度建建道第1947号」と記載し、平成29年6月12日に開示請求がありました・と一部開示決定をした平成29年6月12日付「開示請求書の写し」	29.7.18	全部開示	29.8.28	平成29年6月12日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第25条第1項		-	請求No.5の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
16	2073	建建指第514号平成29年6月26日付一部開示決定通知書1欄、開示請求に係る行政文書欄へ、平成22年度建建道第1947号」と記載	29.7.18	全部開示	29.8.28	平成29年6月12日受付開示請求書の写し 【開示請求書の写し。個人情報12】	全部開示決定を取り消し、審査請求人が特定し請求したとおりの行政文書の開示を求める。

		し、平成 29 年 6 月 12 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次の通り次の通りその一部を開示することと決定しましたので通知します。と偽造文書に対して決定した。平成 29 年 6 月 12 日付開示請求者の「開示請求書の写し」の開示。		個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	請求 No. 5 の「実施機関の主な説明趣旨」と同じ
17	2075	林文子横浜市長（C）貴所属は建建指第 709 号(平成 29 年 7 月 20 日付)にて、請求者が特定した請求文書を開示せず、平成 23 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91」文書を開示したが間違えたと、平成 24 年度建建道第 826 号のうちの道路審議票白根〇丁目 91」と手直したが、①林文子市長の公式文書。C名でなく林文子市長名による正式な処理を施した文書の開示。と請求した請求に対し、起案し裁決した文書の閲覧。	29. 8. 21	全部開示	29. 9. 22	平成 29 年度建建指第 873 号【開示請求に対し決定等をした起案文書。個人情報 9】	真逆な決定をされた審査請求に係る処分を取り消し、対象文書について開示するように求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	個人情報本人開示請求書の記載から、対象保有個人情報を特定した。 本件の保有個人情報は、一般開示請求に対し存否応答拒否による非開示決定を行った行政文書である。

別表4 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号 (諮問に係る文書番号)	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
第2031号 (平成28年度建建道第971号)	平成28年11月15日 第297回	平成28年10月28日 第302回	平成28年10月20日 第202回
	平成28年10月11日	平成28年11月7日	
第2032号 (平成28年度建建安第1080号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成28年12月28日	平成29年1月30日	
第2033号 (平成28年度建建安第1081号)	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
	平成28年12月28日	平成29年1月30日	
第2034号 (平成28年度建建道第1386号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年1月18日	平成29年2月20日	
第2035号 (平成28年度建建道第1398号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年1月18日	平成29年2月20日	
第2036号から 第2045号まで (平成28年度建建道第1440号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
第2046号から 第2053号まで (平成28年度建建道第1441号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
第2054号及び 第2055号 (平成28年度建建道第1442号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
第2056号及び 第2057号 (平成28年度建建道第1443号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
第2058号及び 第2059号 (平成28年度建建道第1461号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
第2060号 (平成28年度建建道第1462号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	
第2061号 (平成28年度建建道第1463号)	平成29年2月28日 第300回	平成29年2月24日 第309回	平成29年2月16日 第208回
	平成29年2月2日	平成29年3月6日	

第2062号から 第2073号まで (平成29年度建建指第885号)	平成29年9月26日 第307回	平成29年9月22日 第322回	平成29年9月21日 第220回
	平成29年8月28日	平成29年9月25日	
諮問第2074号 (平成29年度建建指道第1156号)	平成29年10月24日 第308回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
	平成29年9月22日	平成29年10月12日	
諮問第2075号 (平成29年度建建指第1157号)	平成29年10月24日 第308回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
	平成29年9月22日	平成29年10月12日	
第2076号 (平成29年度建建指第1158号)	平成29年10月24日 第308回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
	平成29年9月22日	平成29年10月12日	
諮問第2077号 (平成29年度建建指第1159号)	平成29年10月24日 第308回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
	平成29年9月22日	平成29年10月12日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年10月26日 (第346回第二部会)	・ 審議
平成30年11月9日 (第347回第二部会)	・ 審議
平成30年11月22日 (第348回第二部会)	・ 審議
平成30年12月7日 (第349回第二部会)	・ 実施機関からの事情聴取 ・ 審議
平成31年1月11日 (第350回第二部会)	・ 審議
平成31年1月25日 (第351回第二部会)	・ 審議
平成31年2月8日 (第352回第二部会)	・ 審議
平成31年2月22日 (第353回第二部会)	・ 審議
平成31年3月8日 (第354回第二部会)	・ 審議